

愛媛県子育て世帯生活応援給付金 (新たに子どもが生まれた世帯分)のご案内

この給付金は、子育て世帯のための物価高騰対策として愛媛県が実施しています。

○ 子育て世帯の支援のため、愛媛県が独自に実施する給付金です。
(令和5年1月1日～令和6年3月31日に生まれたお子様1人3万円)

○ 給付金を受け取るためには、**申請が必要です**。

※ 申請は、郵送またはWEBで受け付けています。

※ 紙の申請書や提出用封筒は愛媛県内の市役所及び町役場で配付しています。

配布先は県の給付金ホームページをご覧ください。



所得制限は
ないんよ

1. 支給対象者 (支給要件)

申請日時点で、愛媛県内に住民票がある「2. 対象出生児」を養育する父母等

※ DV等で避難しているため、住民票が愛媛県内にもない場合でも申請できます。

※ 申請者は、支給出生児を養育する世帯の世帯主になります。

2. 対象出生児

令和5年1月1日～令和6年3月31日に生まれたお子様

※ お子様が生まれた児童養護施設等に入所している場合は、支給対象となりません。

児童養護施設等を退所した翌月以降に申請してください。

3. 支給額

お子様1人当たり 一律 **3万円** ※ 給付金の支給は、**お子様1人につき1回のみ**

4. 申請手続

● 申請書を必要書類とともに、**郵送**または**WEB**でご提出ください。

※ 必要書類や申請書の書き方などは、給付金ホームページをご確認ください。

● 申請内容を確認し、支給要件に該当する方に対して、指定口座に給付金を振り込みます。

5. 申請期限

● 令和5年12月31日までに生まれたお子様

令和6年2月16日(金) 締切

(WEB申請は17時まで。郵送申請は当日の消印有効)

● 令和6年1月1日から令和6年3月31日までに生まれたお子様

別途、県の給付金ホームページでお知らせします。

「愛媛県子育て世帯生活応援給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”に
ご注意ください。

ご自宅や職場などに愛媛県やその職員など
をかたった不審な電話や郵便があった場合は、
愛媛県や最寄りの警察署 (または警察相談専
用電話 (#9110)) にご連絡ください。

愛媛県子育て世帯生活応援給付金 (住民税均等割のみ課税世帯) の支給対象者となる場合は、
そちらの給付金も併せて受け取ることができますので、忘れずに申請をしてください。

